

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

北海道千歳北陽高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道千歳北陽高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

近年、いじめは多種多様化し、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もあり、学校だけでは対応が困難な事案が増加し、大きな課題となっている。

一方、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育むことも学校に求められている。

そのような中、生徒たちが安全に意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）をここに定める。

2 いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒たちに対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがある。

（２）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、いじめ防止委員会で情報共有して対応するとの認識

（３）いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもおり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

② いじめの要因

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

（４）いじめの内容

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、SNS等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

*ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

（５）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、スクールカウンセラーなどを含めた「いじめ防止委員会」を活用し、組織的に判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は少なくとも3か月を目安とする。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

(6) その他

発達障がいを含む障がいのある生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、特に配慮が必要な生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 「日常の指導体制（未然防止・早期発見）」参照

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 「緊急時の組織的対応（いじめへの対応図）」参照

※「いじめ防止委員会・教育相談特別支援委員会」の設置（校長、教頭、生徒指導部長、副部長、該当年次主任、該当年次副主任、コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー）

4 いじめの予防

(1) 授業やホームルーム指導の充実

- ・誰もが被害者・加害者になる可能性を理解させたよりよい人間関係の構築
- ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮したわかる授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の効果的な実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・入学式や各年度の開始時等にいじめの未然防止や早期発見・事案対応における学校の取組や家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会を設定する。

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告して事実確認をし、組織的な対応に繋げる。

また、情報共有を行った後は、組織的な対応の下、被害生徒を徹底して守り通すとともに、不適切な言動等によりいじめを助長することのないよう十分留意する。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3 参照

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4 参照

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・家庭や地域と連携を図り、早期対応ができる組織の構築

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（6月、10月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応（別紙5 「いじめへの対応の流れ」 参照）

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

また、加害生徒にいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える
- ・謝罪の気持ちを醸成させる

(2) 観客・傍観者への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。また、保護者の方でも被害生徒の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めてもらう。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。また、必要に応じ、保護者が自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを生徒に身に付けさせるよう協力を求める。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関を連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

① 石狩教育局高等学校教育指導班との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 千歳警察署生活安全課との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

(5) 学校評価

学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、評価結果を踏まえ、取組の改善を図るようにする。

7 SNS等によるいじめへの対応

(1) SNS等によるいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) SNS等によるいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

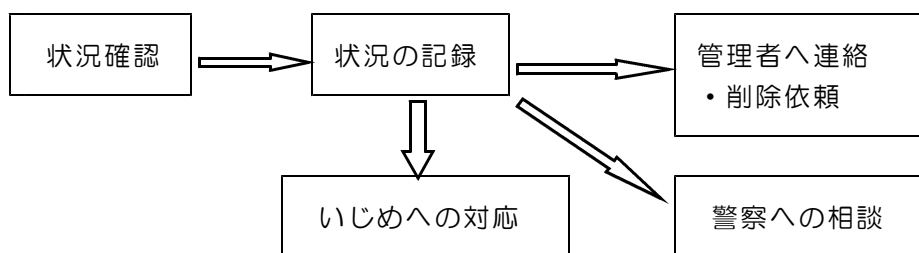
③ SNS社会についての講話（防犯）の実施

(3) SNS等によるいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

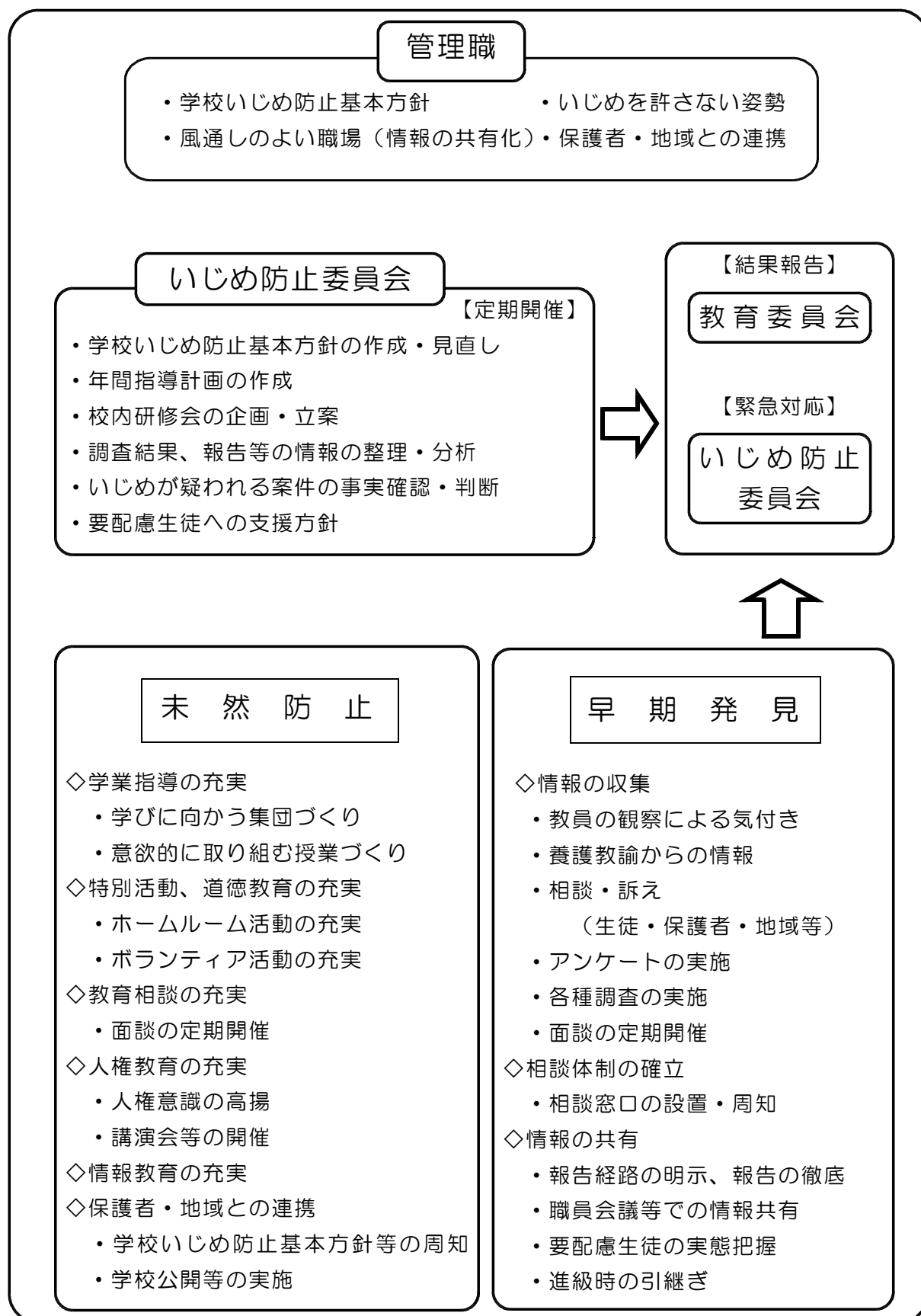
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チームの支援を得て解決にあたる。

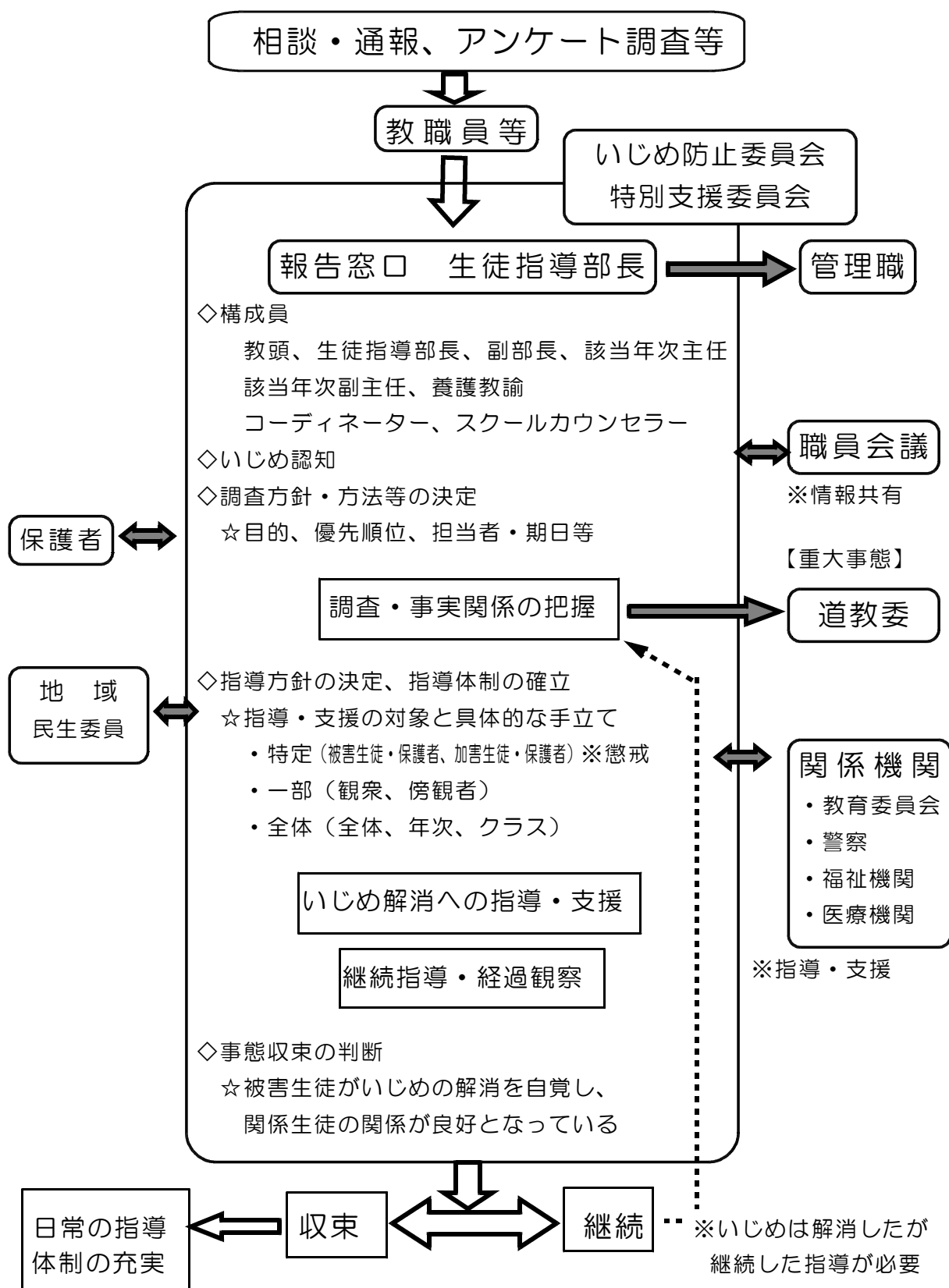
(3) 重大事態への対処について

- ① 重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。
- ② いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応図）



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる

いじめへの対応の流れ

1 いじめの把握

- ・教職員は、生徒からの相談や通報、アンケート調査等により、いじめを把握し「いじめ防止委員会（生徒指導部長）」に報告する。

2 いじめの事実確認

- ・担任及び年次回は、いじめの詳細の聴き取りを「いじめの実態把握シート」等を活用して行い「いじめ防止委員会」に報告する。
- ・「いじめ防止委員会」は、被害・加害・関係生徒から聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。
- ・「いじめ防止委員会」は、会議を開催し、報告内容を共有、いじめを認知する。

3 いじめの認知と対応方針の決定

- ・「いじめ防止委員会」がいじめとして認知した場合、被害生徒が感じている心身の苦痛の程度や、加害生徒が行ったいじめの行為の重大性などをもとに対応について協議を行い、校長が対応方針を決定する。
 - ・「いじめ防止委員会」は、全教職員に、いじめの概要、対応方針、具体的な対応策等を周知し、いじめの解消に向けて組織的な取組を行う。
 - ・「いじめ防止委員会」は、いじめ（いじめの疑いを含む）の事案ごとに会議録を作成し、保存する。
- ※別冊「いじめ対応ガイドブック・支援ツール 『コンパス』 P29 参照」

4 対応方針に基づく取組と改善の進捗状況の確認

- ・教職員は、「いじめ防止委員会」が決定した対応方針に基づき、いじめの解消に向けた取組を進める。
 - ・「いじめ防止委員会」は、教職員に対してきめ細かな助言を行う。
（複数での対応や事案の進捗状況に応じた助言等）
 - ・「いじめ防止委員会」は、会議等を開催し、対応策について協議するとともに、会議録を作成し、全教職員への回覧後、保存する。
- ※別冊「いじめ対応ガイドブック・支援ツール 『コンパス』 P30 参照」

5 いじめ解消への指導と支援

(1) 被害生徒の安全確保と不安解消

- ・加害生徒が、教職員がいじめへの対応を行っていることに気づき、被害生徒に対して行為をエスカレートさせるなどに留意し、被害生徒に寄り添い、全教職員で守り抜く姿勢を徹底する。
- ・（複数の教職員の観察や心理的ストレスのケア等）

(2) 加害生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察

- ・加害生徒に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「いじめ防止委員会」が、長期的な視点の対応方針を定め、教職員による組織的・継続的な指導を行う。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等が加害生徒の話を聴くなどして、発達の段階や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充

実を図る。（特別支援委員会の協力）

- ・加害生徒の保護者が、生徒の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理や福祉の面から支援を行う。

6 いじめ解消の判断

- ・「いじめ防止委員会」は、次の要件を基準として、いじめの状況について協議し、最終的に校長が「いじめの解消」について判断する。

〔いじめ解消の要件〕

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。支援ツール

※別冊「いじめ対応ガイドブック・支援ツール 『コンパス』 P31 参照」

○いじめ対応ガイドブック・支援ツール 『コンパス』（会議等の記録の事例）

- ・P29 学校の取組の検証・改善のほか、保護者への説明や教育委員会等への報告への活用。
- ・P30 「いじめ防止委員会」で活用。2回目以降は、学校の指導・支援や児童生徒及び保護者の状況、今後の対応方針等の記載に重点。
- ・P31 「いじめ防止委員会」で校長が「いじめの解消」を決定する際に活用。